

住宅や建築物を耐震化したい

No.6

国土交通省

補助金等

(開始年度)平成26年度

支援の名称	<p>老朽化マンションの建替え等の促進 (改正マンション建替円滑化法の施行、 「耐震性不足マンション敷地売却ガイドライン」の策定等)</p>
制度の趣旨・背景	<p>耐震性不足のマンション及びその敷地の売却を多数決により行うことを可能とする制度の創設や建替えの際の容積率制限の緩和制度の創設を内容とする改正マンション建替円滑化法を平成26年12月に施行するとともに、これ併せて、「耐震性不足のマンションに係るマンション敷地売却ガイドライン」を策定しました。</p>
制度の内容	<p>■改正マンション建替円滑化法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンション敷地売却制度の創設 区分所有者集会における4/5以上の賛成でマンションとその敷地の売却が可能です。 ・容積率の緩和特例 <p>■相談窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「住まいるダイヤル」((公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター)への電話相談 ・弁護士・建築士等専門家による無料の対面相談 <p>■耐震性不足のマンションに係るマンション敷地売却ガイドライン</p> <p>耐震性不足のマンションに係るマンション敷地売却に関し、一般的と考えられる手順(基本プロセス)、事業手法を判断する考え方、合意形成の進め方、法律上の手続、支援制度の活用などに関する基本的な指針(主にマンションの建替えが行われる場合を想定)です。</p> <p>■優良建築物等整備事業(マンション建替タイプ)</p> <p>市街地環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地利用の高度化等に寄与するマンション建替え事業について、共用通行部分の整備等に対して助成します。</p>
対象となる方	<p>マンション建替え希望の管理組合、区分所有者、事業者</p>
問い合わせ先など	<p>国土交通省 住宅局 市街地建築課 マンション政策室 TEL:03-5253-8111(内線39-684)</p> <p>国土交通省 住宅局 市街地建築課(優良建築物等整備事業) TEL:03-5253-8111(内線39-655)</p> <p>住まいるダイヤル TEL:0570-016-100</p> <p>■関連URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震性不足のマンションに係るマンション敷地売却ガイドライン http://www.mlit.go.jp/common/001064249.pdf